



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 告示
  - 1316 平成19年度環境騒音実態調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)
  - 1317 有害図書等の指定 (青少年課)
  - 1318 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
  - 1319 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )
  - 1320 " ( " )
  - 1321 生活保護法による指定介護機関の変更 ( " )
  - 1322 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の廃止 (障害福祉課)
  - 1323 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
  - 1324 大規模小売店舗の変更の届出 ( " )
  - 1325 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 1326 新道路の供用開始等 ( " )
  - 1327 道路の区域変更 ( " )
  - 1328 新道路の供用開始等 ( " )
- 選挙管理委員会告示
  - 141 政治団体の設立の届出
  - 142 政治団体の届出事項の異動の届出
  - 143 政治団体の解散の届出
  - 144 政治団体の収支報告書の要旨
  - 145 "
  - 146 平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
  - 147 平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第122号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正
- 訓令
  - \*75 身元保証に関する規程を廃止する訓令 (人事課)
- 公告
  - 入札公告 (環境管理課)
- 正誤
  - 平成19年8月7日付け和歌山県報第1882号和歌山県告示第975号中

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき平成19年度環境騒音実態調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
  - (1) 業務の名称  
平成19年度環境騒音実態調査業務
  - (2) 業務の内容等  
仕様書による。
- 2 一般競争入札参加者の資格
 

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年12月4日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

  - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
  - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
  - (4) 計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する音圧レベルに係る計量証明事業の登録を受けている者であること。
  - (5) 消費税、地方消費税及び県税に未納がない者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札資格審査申請書
    - イ 事業経歴書
    - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
    - エ 直近1か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
    - オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地の

## 告 示

和歌山県告示第1316号

ある都道府県の納税証明書)

(ア)消費税及び地方消費税

(イ)和歌山県が課する県税全税目

カ 使用印鑑届

キ 誓約書

ク 計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第4条第1項に規定する登録証(音圧レベルに係るものに限る。)の写し

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のイからオまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、キ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年11月30日(金)から平成19年12月7日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は平成19年11月30日(金)から平成19年12月11日(火)までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年12月4日(火)から平成19年12月11日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年12月17日(月)までに通知する。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年12月21日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年12月25日(火)

までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1317号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成19年11月19日指定した。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛白書パステル 12月号	19625-12	宙出版
コミック	Young Love Comic アヤ 12月号	18815-12	宙出版
コミック	レディースコミック微熱 12月号	09663-12	セブン社
コミック	絶対恋愛スウィート 12月号	15557-12	笠倉出版社
コミック	本当にあった主婦の逆襲	08306-12	ぶんか社
月刊誌	実話ドキュメント 12月号	05267-12	竹書房
雑誌	発掘!!お宝映像ハブニングアイドル集 12月号	07543-12	三和出版
月刊誌	実話マッドマックス 12月号	15279-12	コアマガジン
雑誌	フラッシュ・EX 12/1増刊号	27726-12/1	光文社
月刊誌	特冊新鮮組DX 12月号	06681-12	竹書房
雑誌	金のEX vol.7	05272-12	大洋書房
月刊誌	ケータイバンディッツ 12月号	13319-12	ミリオン出版
月刊誌	ジェイスパーク 12月号	86257-12	トライマックス
月刊誌	マガジン・ウォー・ゼット 12月号	08373-12	サン出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 12月号	02091-12	ぶんか社
月刊誌	スコラ 12月号	15401-12	スコラマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1318号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南柔34-19	且来山崎接骨院	海南市且来240-6	平成19.10.1

和歌山県告示第1319号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	変更事項(所在地)		変更年月日
		旧	新	
田医88-2	成和脳神経内科医院	田辺市元町23-27-1	田辺市芳養松原2丁目15番17号	平成19.11.5

和歌山県告示第1320号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	変更事項(所在地)		変更年月日
		旧	新	
田医106-5	医療法人玉置医院	田辺市芳養町1239-1	田辺市芳養松原一丁目13番8号	平成19.11.5

和歌山県告示第1321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	変更事項(指定事業所の名称)		指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
		旧	新			
龍神ユニオンタクシー有限公司	田辺市中芳養917-3	龍神ユニオン	ライフサポートゆにおん	田辺市下三柄1499-61	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.7.1

和歌山県告示第1322号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき

公示する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3030100063	はなケアステーション	和歌山市太田489番地ネオハウス太田1階1号室	有限会社はな	和歌山市太田489番地ネオハウス太田1階1号室	平成19.9.30

和歌山県告示第1323号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ新宮仲之町店  
和歌山県新宮市字谷王子418-1
- 意見の概要  
特に意見なし
- 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

新宮市まちづくり政策部商工観光課(和歌山県新宮市春日1番1号)

東牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年11月30日～平成20年1月4日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1324号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」

という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッシュコートI  
和歌山県岩出市西野100-2 他48筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツカサ 代表取締役 土岐孝司  
和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル

- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻10時、閉店時刻20時(ただし、年間60日間は21時)

(変更後) 開店時刻10時、閉店時刻0時(小売業者株式会社ヒマラヤは、閉店時刻21時30分)

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 9時30分～20時30分(ただし、年間60日間は9時30分～21時30分)

(変更後) 9時30分～0時30分(一部9時30分～22時)

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位置
駐車場① 駐車場②	5箇所	建物東側(縦覧図書別添変更前建物配置図兼3階平面図 出口(a)、入口(b)) 建物南側(縦覧図書別添変更前建物配置図兼3階平面図 出口(c)、出入口(d)) 建物西側(縦覧図書別添変更前建物配置図兼3階平面図 出入口(e))

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位置

駐車場① 駐車場②	4箇所	建物東側(縦覧図書別添変更後建物配置図兼3階平面図 出口(a)、入口(b)) 建物南側(縦覧図書別添変更後建物配置図兼3階平面図 出口(c)、出入口(d))
--------------	-----	---

- 4 変更する年月日  
平成19年11月17日
- 5 変更する理由  
顧客ニーズに応えるため
- 6 届出年月日  
平成19年11月16日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
岩出市事業部農林経済課(和歌山県岩出市西野209番地)  
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209番地)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成19年11月30日～平成20年3月31日  
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1325号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の	延 長	備 考
		幅 員		
日高郡日高川町大字三十木字芝崎90番8地先から同町大字三十木字芝ノ上177番4地先まで	旧	4.80 }	318.20	
		24.50		
同上	新	9.60 }	318.20	
		24.50		

和歌山県告示第1326号

平成19年和歌山県告示第1325号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年11月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1327号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新 旧 の 別	敷 幅 の 員 メ ー ト ル	延 長 の 員 メ ー ト ル	備 考
西牟婁郡上富田町岡218番2地先から同町岡362番1地先まで	旧	6.80 } 10.90	164.00	

同上	新	9.90 } 24.40	164.00	
----	---	-----------------	--------	--

和歌山県告示第1328号

平成19年和歌山県告示第1327号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年11月30日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第141号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
氏岡誠後援会	氏岡博	氏岡エイ子	伊都郡かつらぎ町大字妙寺473番地の6	平成19.10.22	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
井神よしひさ後援会	会計責任者	山田倫久	岩田五郎	平成19.10.4	政治団体	
自由民主党岩出市支部	会計責任者	畑村佳圓	池浦義人	平成19.10.4	政党の支部	
なかしば正幸後援会	会計責任者	畑村佳圓	池浦義人	平成19.10.4	政治団体	
政治結社三和塾和歌山県支部	会計責任者	岡田浩伸	阪上政司	平成19.10.11	政治団体	
山下久美子後援会	会計責任者	中村真人	神田緑朗	平成19.10.16	政治団体	
民主党和歌山県総支部連合会	代表者	藤本眞利子	山部弘	平成19.10.22	政党の支部	
門三佐博後援会	代表者	山本恵章	奥野富一	平成19.10.29	政治団体	
	会計責任者	奥野富一	門幸子	平成19.10.29	政治団体	

自由民主党那賀町支部	主たる事務所の所在地	紀の川市名手西野363	紀の川市名手市場80	平成 19.11.8	政党の支部	
	代表者	丸井幸次	佐田穎一	平成 19.11.8	政党の支部	
	会計責任者	赤坂好哉	岡山嘉延	平成 19.11.8	政党の支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散 年月日	届出 年月日
仁坂吉伸かつらぎ町後援会	山本恵章	平成 19.10.17	平成 19.10.17
松林洋行後援会	中谷仲一	平成 19.10.18	平成 19.10.18

和歌山県選挙管理委員会告示第144号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	仁坂吉伸かつらぎ町後援会	松林洋行後援会	
報告年月日	平成19年10月17日	平成19年10月18日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

和歌山県選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により政治団体から提出された平成18年分の収支に関する報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男



政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	結城力後援会	山下久美子後援会	梅野光児後援会	
報告年月日	平成19年10月15日	平成19年10月16日	平成19年10月24日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	26,376	524,182	0	
ア 前年繰越額	26,376	524,182	0	
イ 本年収入額	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせんによるもの			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
		5 資産等の状況		
(*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

和歌山県選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成18年和歌山県選挙管理委員会告示第115号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男  
別冊の政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨(政

党)の表自由民主党和歌山県第二選挙区支部の欄中

15,000,000 を 15,000,000  
\* に訂正し、収入の内

訳(平成17年分)[政党の支部]自由民主党和歌山県第

二選挙区支部の項中  
2本部又は支部から供与された交付金に  
(名称) (金額)  
自由民主党本部 21,000,00

係る収入 (所在地) を 2本部又は支部から供与された  
0円 東京都千代田区 3資産等の内訳  
(名称) 自由民主党本部 2  
<取得の価額が100万円を  
(品目) (数量) (金額)  
自動車 1

交付金に係る収入 (金額) (所在地) に訂正する。  
1,000,000円 東京都千代田区

超える動産> (取得年月日) に訂正する。  
取得の価額) (数量) (金額)  
1,630,000円 H17.2.28

和歌山県選挙管理委員会告示第147号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年和歌山県選挙管理委員会告示第122号(政治団体の収支報告書

の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成19年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男  
別冊の収入の内訳(平成18年分)[政党の支部]自由民

主党和歌山県第二選挙区支部の項中  
4資産等の内訳  
<預金若しくは貯  
(残高)

金又は郵便貯金> を  
10,001,204円  
4資産等の内訳  
<取得の価額が100万円を超え  
(品目) (数量) (取得  
自動車 1 1,63  
<預金若しくは貯金又は郵便貯金  
(残高) 10,001,2

る動産> (取得年月日) に訂正する。  
の価額) (数量) (金額)  
0,000円 H17.2.28  
>  
04円

訓 令

和歌山県訓令第75号

身元保証に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成19年11月30日  
和歌山県知事 仁坂吉伸

身元保証に関する規程を廃止する訓令

身元保証に関する規程(昭和30年和歌山県訓令第402号)

は、廃止する。  
附 則  
この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

公 告

入札公告

平成19年度環境騒音実態調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成19年度環管第3号

<p>(2) 委託業務名 環境騒音実態調査業務</p> <p>(3) 業務委託内容 仕様書による。</p> <p>(4) 業務履行の場所 和歌山県が指定する場所</p> <p>(5) 委託業務期間 契約締結日から平成20年2月29日まで</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年和歌山県告示第1316号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課</p> <p>(2) 日時 平成19年11月30日(金)から平成19年12月7日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)</p> <p>4 仕様書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成19年12月11日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成19年12月11日(火)午後4時までに書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館5階第501会議室</p>	<p>イ 入札日時 平成19年12月27日(木)午前11時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目 (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載す</p>
---	--

るとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

正 誤

正 誤

平成19年8月7日付け和歌山県報第1882号和歌山県告示第9

75号中

ページ	段	誤	正
2	左	和歌山市新生町53-2	和歌山市新生町5番37号